

常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市民文化会館の休館による常滑市民（常滑市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）の文化芸術活動等の停滞及び衰退を防止するため、常滑市民文化会館の代替として他の文化施設等を使用するものに対し交付する常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 次に掲げる要件を全て満たしているものをいう。
 - ア 2人以上で組織されていること。
 - イ 活動の拠点が常滑市内にあること。
 - ウ 営利法人でないこと。
 - エ 宗教団体でないこと。
 - オ 政治団体でないこと。
 - カ 国又は地方公共団体（常滑市を含む。）の機関、幼稚園、保育園、こども園、学校その他公共的団体でないこと。
- (2) 団体等 団体及び常滑市民をいう。
- (3) 常滑市民文化会館施設 常滑市民文化会館のホール、リハーサル室、第1練習室、第2練習室、第3練習室、第1展示室及び第2展示室をいう。
- (4) 文化芸術活動等 次のいずれかに該当する活動で、営利、宣伝等を目的としないものをいう。
 - ア 音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術の振興のため、これらの公演、展示、発表、練習等を行う活動
 - イ 伝統芸能その他の芸能の継承又は振興のため、これらの公演、展示、発表、練習等を行う活動
 - ウ 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化又は生涯学習の振興のため、これらの展示、発表、練習等を行う活動
 - エ 常滑市の社会教育、生涯学習又は文化芸術の振興及び発展に資する講演会、研修会、集会等
- (5) 文化施設等 文化芸術活動等を行うことができる施設であって、常滑市、半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に所在するもの（民間施設を含む。）をいう。ただし、常滑市民文化会館、常滑市中央公民館、常滑市青海公民館及び常滑市南陵公民館を除く。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となるものは、令和5年4月1日から令和8年9月30日までの間において常滑市民文化会館施設を文化芸術活動等で使用した実績のある団体等とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、団体等が常滑市民文化会館施設を使用できなくなったことにより他の文化施設等において実施する文化芸術活動等であって、令和5年4月1日から令和8年9月30日までの間において当該団体等が常滑市民文化会館施設を使用して行った文化芸術活動等と同様の趣旨で実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

- (1) 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合において、当該入場料等の最高額が1,000円（常滑市内に所在する文化施設等を使用する場合にあっては、3,000円）を超える場合
- (2) 宗教活動又は政治活動に関係する事業である場合
- (3) 慈善事業である場合
- (4) 公演、展示、発表、練習等を行う場合において、出演者、出品者、発表者及び参加者（入場者、観覧者等は含まない。）に常滑市民が含まれていない場合
- (5) 講演会、研修会、集会等を行う場合において、主な対象者が常滑市民でない場合又は全体の参加見込み人数に対して常滑市民の参加見込み人数の割合が少ないと市長が判断した場合
- (6) 他の補助金（常滑市社会教育関係団体活動事業補助金交付要綱（平成12年常滑市要綱第18号）及び常滑市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱（令和8年常滑市要綱第55号）に基づく補助金を除く。）、助成金等の交付対象となっている場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた場合

(助成対象事業数及び実施日数の上限)

第5条 同一年度内において、助成金の交付を申請することができる助成対象事業の数は3事業（常滑市文化協会にあっては、8事業）までとし、実施日（文化芸術活動等を行う日（リハーサル及び会場準備を含む。）をいう。以下同じ。）の数は全事業を通して12日（常滑市文化協会にあっては、16日）までとする。

2 公演、展示、発表、講演会、研修会、集会等（以下「本番」という。）の実施に伴い必要なリハーサル、会場準備及び練習は、本番と合わせて1事業とする。

3 本番を伴わない練習は、実施回数にかかわらず、1事業とみなす。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施日に係る次に掲げる経費であって、第10条第1項の規定による交付決定の日から実施日の属する年度の3月31日までの間に支出するものとする。

- (1) 文化施設等の施設使用料及び付属設備使用料
- (2) 音響操作委託料、照明操作委託料及び会場設営費

(助成対象経費の支出の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、実施日が各年度の4月1日から5月31日までの間である場合において、当該実施日の属する年度の前年度の3月1日から第10条第1項の規定による交付決定の日の前日までに生じた前条各号の支出は、助成対象経費に含むものとする。

(助成金の額及び助成上限額)

第8条 助成金の額及び助成上限額は、次の表の助成対象者の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

助成対象者の区分	助成金の額	助成上限額
市民文化会館使用料減免取扱要綱（平成21年常滑市要綱第10号。以下「減免要綱」という。）第2条第1項第1号に該当するもの	助成対象経費から、入場料等の助成対象事業に係る収入の額（以下「収入額」という。）を差し引いた額	1事業につき 300,000円
減免要綱第2条第1項第2号に該当するもの	助成対象経費から収入額を差し引いた額の4分の3の額	1事業につき 225,000円
減免要綱第2条第2項の規定による減免を受けていたもの		
その他のもの	助成対象経費から収入額を差し引いた額の2分の1の額	1事業につき 150,000円

備考

- 1 常滑市セントレア地内に所在する文化施設等を使用する場合は、この表に定める助成金の額に10,000円を加算する。この場合において、当該額は助成上限額に含めないものとする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲

げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の場合にあっては、団体の概要（様式第2号）
- (2) 助成対象事業の内容が分かる書類
- (3) 文化施設等の施設使用料又は附属設備使用料の助成を受けようとする場合にあっては、当該施設及び附属設備の料金表
- (4) 音響操作委託料、照明操作委託料又は会場設営費の助成を受けようとする場合にあっては、当該経費に係る見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期間は、実施日の属する年度の4月1日から助成対象経費に係る支出をしようとする日又は実施日のいずれか早い日の1月前までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる日までとする。

- (1) 実施日が4月1日から4月15日までの間である場合 実施日
- (2) 実施日が4月16日から4月30日までの間である場合 4月15日
- (3) 実施日が5月1日から5月31日までの間である場合 実施日の14日前

（交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、当該申請のあった日から14日以内に常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金交付決定通知書（様式第3号）又は常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定した場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定に係る申請を取り下げることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により申請を取り下げるときは、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から30日以内に常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第12条 助成事業者は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金事業変更等承認申請書（様式第6号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成事業の実施内容に変更がない場合又は変更が軽微な場合であつ

て、助成対象経費の変更額が20パーセント未満の減額であるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定したときは、常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金変更承認（不承認）決定兼変更交付決定通知書（様式第7号）により助成事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から30日又は実施日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 領収書等助成対象経費に係る支出を証する書類の写し
- （2） 記録写真、チラシ、プログラム等助成事業の内容及び実施状況が確認できる書類
- （3） その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金額確定通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第15条 助成事業者は、前条の規定による額の確定の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から14日以内に常滑市民文化会館代替施設使用料等助成金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第10条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） この要綱又は助成金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- （2） 第12条の承認を得ずに助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- （3） 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正な行為があったとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(令和8年度における交付申請の特例)

- 2 実施日が令和8年10月1日から同年10月31日までの間である場合における交付申請は、同年9月19日から実施日まで行うことができる。
- 3 実施日が令和8年11月1日から同年11月15日までの間である場合における交付申請は、同年9月19日から同年10月31日まで行うことができる。
- 4 実施日が令和8年11月16日から同年11月30日までの間である場合における交付申請は、同年9月19日から実施日の14日前まで行うことができる。

(令和8年度における助成対象経費の特例)

- 5 実施日が令和8年10月1日から同年11月30日までの間である場合において、同年6月26日から第10条第1項の規定による交付決定を受ける日の前日までに生じた第6条各号の支出は、助成対象経費に含むものとする。

(常滑市社会教育関係団体活動事業補助金交付要綱の一部改正)

- 6 常滑市社会教育関係団体活動事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
(略)

(状況の変化に伴う見直し)

- 7 この要綱は、常滑市民文化会館の施設に関する方針の検討の進捗等、状況の変化に伴い、必要な見直しを行うものとする。